

令和8年度分 町・県民税申告の手引き

令和8年度の町・県民税は、令和8年1月1日に養老町に住民登録のある方について、令和7年中（令和7年1月1日～12月31日）の所得に基づき課税されます。

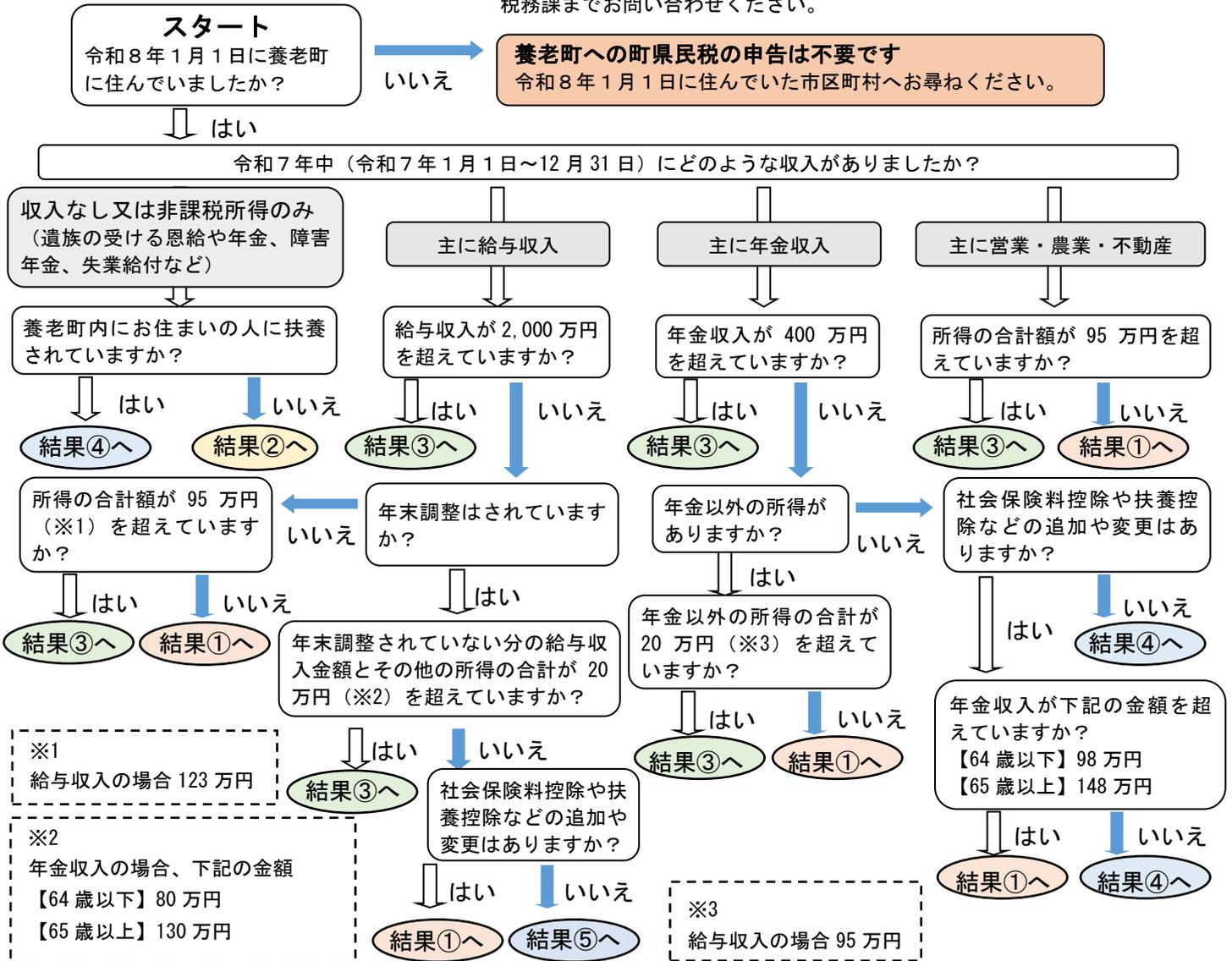
申告が必要ない方以外は、養老町に対して町・県民税申告書により収入等を申告していただく必要があります。

申告書の提出が必要かどうかは下のフローチャートをご覧ください。（提出方法については裏面をご覧ください。）

◎申告期限：令和8年3月16日（月）

申告フローチャート

※フローチャートは一般的な例を示しています。
ご自身の状況によって変わる場合もありますので、不明な点は養老町役場税務課までお問い合わせください。



※1
給与収入の場合 123万円

※2
年金収入の場合、下記の金額
【64歳以下】80万円
【65歳以上】130万円

※3
給与収入の場合 95万円

＜結果＞

①	所得税の確定申告もしくは町県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて申告によって還付を受ける人は確定申告が必要です。所得税の確定申告をした人は、町県民税の申告は必要ありません。
②	町県民税の申告が必要な場合があります	【※次のいずれかに該当する人は「収入なし」の申告をしてください。】 国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料などの算定や、扶養、融資など各種申請で所得の証明が必要な人
③	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をした人は、町県民税の申告は必要ありません。 なお、所得税の確定申告の「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当する事項・金額があれば必ず記入してください。
④	所得税の確定申告・町県民税の申告は必要ありません	
⑤	勤務先から養老町に「給与支払報告書」が提出されている場合は、所得税の確定申告・町県民税の申告は必要ありません（提出されているか不明な場合は、勤務先にお問い合わせください。）	

《町・県民税の申告に必要なもの》

	確認		確認
①収入がわかる書類 源泉徴収票・収支内訳書・シルバー人材センターの配分 金支払証明書・個人年金の支払証明書など	<input type="checkbox"/>	⑥寄附金（ふるさと納税など）控除を受ける人 寄附金受領書などの寄附先と寄附金額を証明する書類	<input type="checkbox"/>
②納付証明書 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・ 国民年金保険料など	<input type="checkbox"/>	⑦申告者の本人確認書類 顔写真あり／マイナンバーカード・運転免許証など 1 点 顔写真なし／被保険者証・年金手帳など 2 点	<input type="checkbox"/>
③控除証明書 生命保険・地震保険など	<input type="checkbox"/>	⑧申告者の個人番号確認書類 マイナンバーカード・通知カードなど	<input type="checkbox"/>
④障害者控除を受ける人 該当者の各種障害者手帳 または障害者控除対象者認定証	<input type="checkbox"/>	⑨手続きをする人（来庁する人）の本人確認書類 顔写真あり／マイナンバーカード・運転免許証など 1 点 顔写真なし／被保険者証・年金手帳など 2 点	<input type="checkbox"/>
⑤医療費控除を受ける人 医療費控除の明細書または医療費通知・その他必要書類 （おむつ使用証明書、主治医意見書など）	<input type="checkbox"/>	⑩国外在住の親族を追加で扶養する人 送金証明書および親族であることを証明する書類など	<input type="checkbox"/>

《郵送による町・県民税申告書の提出にご協力ください》

・申告会場は混雑が予想され、長時間お待たせする場合があります。郵送での提出にご協力ください。

【郵送先】〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798番地
養老町役場 総務部税務課 個人住民税担当

〈郵送提出の注意点〉

- ①申告書には必ず住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバーなどを記入してください。
（提出された申告書について確認事項がある場合、職員から連絡を行うことがありますので、日中連絡のできる電話番号を記入してください。）
- ②本人確認書類や収入・控除の証明書など必要書類を添付してください。（必要書類は上記、《町・県民税の申告に必要なもの》をご確認ください）
- ③申告書の控えが必要な人は、返信用封筒（住所、宛名を記入の上、必要金額分の切手を貼ったもの）を同封してください。

返信用封筒がない場合は、控えの送付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※所得税の確定申告書は町役場では受取できませんので、名古屋国税局業務センターへ直接郵送してください。

【確定申告書郵送先】〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎
名古屋国税局 業務センター

《申告相談日程》

期 間 令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)（土・日曜日、祝日を除く）

会 場 町役場 4階大会議室（高田798番地） 午前9時～午後4時

対象地区	月 日	対象地区	月 日
高田・室原	2/17(火)・3/2(月)	池辺	2/24(火)・3/6(金)
広幡・上多度	2/18(水)・3/3(火)	笠郷	2/25(水)・3/9(月)
小畑・多芸	2/19(木)・3/4(水)	全地区	2/16(月)・26(木)・27(金)
養老・日吉	2/20(金)・3/5(木)		3/10(火)・11(水)・12(木)・13(金)・16(月)

※混雑状況により、入場制限や後日の来場をお願いすることがあります。

※上記期間中、税務課窓口では、町・県民税申告書を受け取るのみとなり、申告相談はできませんので、ご了承ください。

【町・県民税の電子申告について】

令和8年度申告分（令和7年分の収入に対する申告分）から電子化が開始されます。スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用してeTAXのホームページ、マイナポータル及び町ホームページを経由して町・県民税の申告手続きが可能となります。詳細はeTAXホームページをご確認ください。

eTAX（エルタックス）：地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。

（問い合わせ） 養老町役場 総務部税務課 個人住民税担当 電話（0584）-32-1103
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）